

労働者派遣事業関係業務取扱要領(※令和7年4月施行分)の改正概要

○ 主な改正事項を掲載

令和7年4月1日改正

改正箇所			改正の概要
第3	労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続	1(5)イ(イ) j(a)	法人税の確定申告書の写しに納税地の所轄税務署の受付印を要する旨の記載を削除。 廃止された連結納税制度に係る記載を削除。
		1(5)イ(ロ) g(a)	所得税の確定申告書の写し及び所得税青色申告決算書(一般用)の写しに納税地の所轄税務署の受付印を要する旨の記載を削除。
		2(3)イ(リ)	法人税の確定申告書の写しに納税地の所轄税務署の受付印を要する旨の記載を削除。 廃止された連結納税制度に係る記載を削除。
		2(3)ロ(ト)	法人税の確定申告書の写しに納税地の所轄税務署の受付印を要する旨の記載を削除。
		3(2)ル(イ) e(a)	法人税の確定申告書の写しに納税地の所轄税務署の受付印を要する旨の記載を削除。 廃止された連結納税制度に係る記載を削除。
		3(2)ル(ロ) d(a)	所得税の確定申告書の写し及び所得税青色申告決算書(一般用)の写しに納税地の所轄税務署の受付印を要する旨の記載を削除。
第6	派遣元事業主の講ずべき措置等	13(3)イ ^⑪	改正職業安定法施行規則(令和6年4月施行)に伴い明示しなければならない労働条件を追記。
		13(4)(参考)20	改正職業安定法施行規則(令和6年4月施行)に伴い明示しなければならない労働条件を追記。
第8	労働基準法等の適用に関する特例等	第10-1表 派遣中の労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担	育児・介護休業法の改正(令和7年4月施行)に伴う変更。
第14	その他	2(4)イ(ホ) b	法人税の納税申告書の写しに納税地の所轄税務署の受付印を要する旨の記載を削除。 納税申告書等控えに収受日付が押捺されなくなったことによる変更。
第15	様式集	労使協定書のイメージ	最新版(令和7年1月公表)に変更。
		「協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書」のイメージ	最新版(令和6年2月公表)を掲載。